

令和4年12月議会

総務財政委員会 報告資料

目 次

- 1 「(仮称) 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」の検討について
… 1頁
- 【別添資料1-1】 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について (答申概要)
【別添資料1-2】 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について (答申)
- 2 福岡市データ活用推進計画の改定について(福岡市DX戦略(仮称)素案)
… 5頁
- 3 次期基本計画の策定に向けた検討等について
… 9頁
- 【別添資料3-1】 第9次福岡市基本計画 (変更案)
【別添資料3-2】 第2期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(変更案)

総務企画局

1 「(仮称) 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」の検討について

総務企画局では、令和3年5月に改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴う対応について検討を進めており、改正法の施行に必要な事項を定める「(仮称) 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」に規定する事項の案をとりまとめた。

このたび、パブリック・コメント手続を実施するため、検討の背景、条例に規定する事項（案）の内容をあらかじめ報告するもの。

1 背景等

- 福岡市においては、平成3年に福岡市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を制定した後、適宜必要な改正を行いながら、市民の個人情報の保護に努めてきた。
- 今般、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立や、個人情報の保護に関する国際的な制度調和の観点から、国において個人情報保護制度の見直しが行われ、地方公共団体についても、これまで制度を定めていたそれぞれの条例に代わって、令和5年4月からは、改正法の全国的な共通ルールが直接適用されることとなった。
- これに伴い、福岡市においても改正法の施行までの間に、その施行に必要なものとして、
 - ・ 条例で必ず定める必要があるとされている規定
 - ・ 改正法の特例として条例で定めることができるとされている規定を整備する必要があるため、福岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえながら、条例に規定する事項（案）を整理した。

2 「(仮称)福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」(以下「施行条例」という。)に規定する事項(案)

(1) 条例で必ず定める必要があるとされている規定

① 保有個人情報の開示請求における手数料

改正法では、開示請求者は、条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定しているが、条例で定めるところにより、手数料を徴収しないことや、手数料とは別にコピー代等の実費について徴収することも可能とされている。

現行条例及び福岡市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)では、開示請求について手数料は徴収しておらず、写しの交付による開示の場合に、写しの作成に要する費用(白黒コピー1枚10円など)や送付に要する費用(郵送料)を徴収していることから、施行条例では、現行条例及び情報公開条例と同様に、写しの作成及び送付に要する費用を徴収する規定を置く。

② 行政機関等匿名加工情報の利用契約における手数料

行政機関等匿名加工情報の提供制度は、改正法により新たに都道府県と政令指定都市に導入が義務付けられる制度であり、匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、条例で定める額の手数料を納めなければならないとされている。

この手数料の額は、政令に定める国の行政機関における額を標準とすることとされていることから、施行条例では、政令に定める標準額と同額の規定を置く。

《政令に定める標準額》

| | |
|----------------------|-----------|
| a. 受付や審査事務等 | 21,000円 |
| b. 職員が匿名加工情報の作成を行う場合 | 3,950円/時間 |
| c. 匿名加工情報の作成を委託する場合 | 委託費用の全額 |

【行政機関等匿名加工情報の提供制度】

個人情報を特定の個人が識別できないように加工し、かつ、再度復元できないようにする行政機関等匿名加工情報について、民間事業者等からの提案を募集し、審査を行った上で、作成して提供する制度。

(2) 条例で定めることができる」とされている規定

① 開示請求における不開示情報の範囲

改正法では、保有個人情報の開示請求で不開示となる情報を具体的に列挙した上で、各地方公共団体の情報公開条例との整合性から、条例で定めるところにより、不開示情報を除外したり、加えたりすることも可能とされている。

- ・ 施行条例では、現行条例及び情報公開条例で開示している「公務員等の氏名」について、不開示情報から除外する規定を置く。
- ・ 施行条例では、現行条例及び情報公開条例で不開示としている「人の生命等の保護に支障を及ぼすおそれのある情報」について、不開示情報に加える規定を置く。

《不開示情報の範囲のイメージ》

| 改正法の不開示情報から除外する規定 | 改正法の不開示情報に加える規定 | | | | |
|--|---|--|--|---|---|
| <p>【不開示情報：個人に関する情報】</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>【法で開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員等の職名 ・ 職務遂行の内容 </td> <td style="text-align: center;"> <p>【条例で開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員等の氏名 </td> </tr> </table> | <p>【法で開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員等の職名 ・ 職務遂行の内容 | <p>【条例で開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員等の氏名 | <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>【法で不開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 </td> <td style="text-align: center;"> <p>【条例で不開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼすおそれがある情報 </td> </tr> </table> | <p>【法で不開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 | <p>【条例で不開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼすおそれがある情報 |
| <p>【法で開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員等の職名 ・ 職務遂行の内容 | <p>【条例で開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員等の氏名 | | | | |
| <p>【法で不開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 | <p>【条例で不開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼすおそれがある情報 | | | | |

② 開示請求等の手続

改正法では、保有個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求の決定期限を、請求があった日から30日（延長後60日）としているが、条例で定めるところにより、開示決定等の期限を改正法の規定よりも短くすることも可能とされている。

現行条例及び情報公開条例では、開示請求の決定期限を請求があった日の翌日から起算して7営業日（延長後20営業日）とするなど、改正法よりも短い期限を定めていることから、施行条例では、いずれも現行条例と同等の期限となるよう規定を置く。

《開示・訂正・利用停止決定の期限》

| 開示決定 | 訂正決定 | 利用停止決定 |
|---|--|--|
| <p>【現行条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 限：7 営業日 ・ 延長後：20 営業日 <p>【改正法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 限：30 日 ・ 延長後：60 日 | <p>【現行条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 限：20 営業日 ・ 延長後：40 営業日 <p>【改正法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 限：30 日 ・ 延長後：60 日 | <p>【現行条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 限：20 営業日 ・ 延長後：40 営業日 <p>【改正法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 限：30 日 ・ 延長後：60 日 |

③ 審査請求の手續

改正法では、開示決定等に対して審査請求があった場合の、行政不服審査法に基づく諮問や調査手續について規定しているが、条例で必要な手續を定めることも可能とされている。

施行条例では、現行条例と同様に、審議会への諮問の期限や開示請求等に特有の調査権限についての規定を置く。

④ 審議会への諮問

改正法では、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等の機関に諮問することができる」と規定されている。

施行条例では、改正法の趣旨を踏まえて、現行条例で制度の運用に関する重要事項として諮問している条例の改廃や特定個人情報保護評価について、審議会に諮問することができるよう規定を置くとともに、委員の人数など審議会の組織や運営に関する規定を置く。

3 今後のスケジュール

- パブリック・コメント手續：令和4年12月下旬～令和5年1月中旬（予定）
- 条例の提案：令和5年第1回定例会（予定）
- 条例の施行：令和5年4月1日（予定）

4 別添資料

- 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について（答申概要）
- 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について（答申）

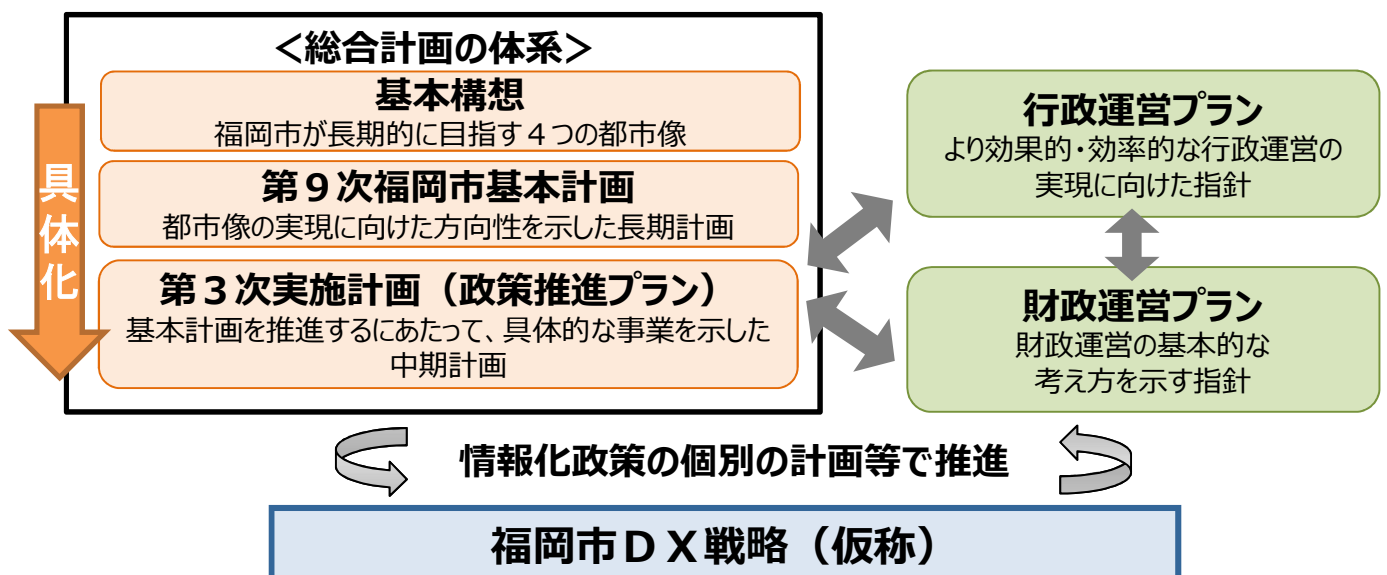
2 福岡市データ活用推進計画の改定について(福岡市 DX 戦略(仮称)素案)

1 趣旨・目的

- 福岡市では、「福岡市データ活用推進計画」(令和元年6月策定)に基づき、行政手続きや市民サービスのデジタル化、オンライン化などのDXの取組みを積極的に推進してきた。この取組みの中で、使いやすく分かりやすいユーザーインターフェースの導入により、オンライン申請の利用者数が増加し、市民の利便性が向上するなど一定の成果が上がっている。
- 一方で、市民ニーズや社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、先進的なテクノロジーの活用など、新たな発想と手法をもって挑戦することが求められている。また、業務の効率化により生じた人的資源を、人のぬくもりが必要な分野でのきめ細かな対応や新たな行政課題の解決へ振り向けることなどにより、これからの時代にふさわしい市民サービスを実現していくことが必要である。
- こうした状況を踏まえ、DXの取組みを戦略的に進めることによって、市民の利便性の向上や業務の効率化を一層推進し、誰もがデジタル化の恩恵を実感できることを目指し、「福岡市DX戦略(仮称)」として「福岡市データ活用推進計画」を改定するもの。

2 計画の位置付け

- 「政策推進プラン」、「行政運営プラン」、「財政運営プラン」を一体的に推進し、生活の質の向上と都市の成長のために必要な施策事業を推進していくにあたり、情報化政策の個別の計画として、重点的に取り組むべき内容を具体的に定めるもの。
※福岡市では、総合計画に基づく各施策の着実な推進により、SDGsの達成に取り組んでいる。
- 官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第9条第3項に規定する計画である。



3 計画期間

- 計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間。
- 社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討する。

4 「福岡市データ活用推進計画」策定後の状況

(1) 国の動向

- － デジタルにより目指す社会の実現に向け、デジタル化の取組みを牽引していく司令塔として、「デジタル庁」が設置される(令和3年9月)。
- － 政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定される(令和3年12月策定、令和4年6月改定)。
- － 自治体が重点的に取り組むべき事項・内容等をとりまとめた「自治体 DX 推進計画」が策定される(令和2年12月策定、令和4年9月改定)。
- － 「デジタル臨時行政調査会」が設置(令和3年11月)され、「構造改革のためのデジタル原則」(令和3年12月)がとりまとめられる。

(2) 福岡市の取組み状況

- － 行政手続きのオンライン化
 - ・令和4年度末までに年間総処理件数の90%以上の行政手続きについてオンラインによる申請等を可能とすることを目標とし、令和4年3月末時点で約86.2%(年間総処理件数1,208万件のうち、1,041万件)の手続きについてオンライン申請等が可能に。
 - ・新電子申請システムの本格運用を開始(令和3年4月)。
 - ・「福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定(令和3年6月)。
- － キャッシュレスの推進
 - ・令和元年度に、区役所の窓口等の公共施設でQRコード決済サービスを導入。令和3年9月には新たにクレジットカード決済なども導入するなど、利用できるキャッシュレス決済を30種類に大幅に拡大。
 - ・令和4年3月末時点で31窓口・52施設においてキャッシュレス決済が可能に。
- － チャットボットの活用
 - ・市民から問合せの多い項目をチャットボットで対応。これまでに証明書・マイナンバーカード、子育て、ごみ・リサイクル、国保・年金・健診等で導入。
- － RPA等の活用推進
 - ・RPAや、AI-OCRの導入により、年間約13,270時間に相当する業務を自動化(令和3年度)。
- － モバイルワーク環境の整備推進
 - ・タブレット端末300台を導入するとともに、庁内無線LANの整備(令和3年度本庁舎等)や、モバイルワークに適したノートPC等への切替(令和6年度完了予定)を行うなど、生産性の向上等を推進。
- － オープンデータの推進
 - ・「福岡市オープンデータサイト」に、統計情報や小学校の学校給食詳細献立表(アレルギー情報)など、約430種類(令和4年11月末時点)のオープンデータを公開。また、分野横断的な官民データの連携を可能とするデータ連携基盤を構築中(プッシュ型の情報提供を令和5年3月開始予定)。
- － 公民連携ワンストップ窓口
 - ・「mirai@」(ミライアット)を通じて、AIやIoT等を活用した民間提案等を支援するなど、社会課題の解決等を促進。

(3) 課題等

- － DXの取組みに対する市民満足度の向上が必要(令和3年度市政アンケート調査:行政手続きのデジタル化・オンライン化の満足度 44.0%)。
- － 市民が必要とするサービスや支援を、データに基づき、より迅速、的確に実行できる仕組みが必要。
- － 業務プロセスの見直しや、内部事務の標準化等についても強化が必要。

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

5 取組方針

十分なセキュリティの確保のもと、デジタル技術やデータを積極的に活用し、

- ・ 手続き等の利便性の向上や日常生活等の課題の解決
- ・ 地域・企業の活動の活性化や行政事務の効率化

に取り組む。

6 推進項目

(1) 暮らしのDX



- － 来庁の必要がない「ノンストップ行政」の実現に向けた行政手続きのオンライン化、市民サービスのデジタル化の推進
- － データの活用により、自治体間で市民の情報が引き継がれる「データポータビリティ」や、「プッシュ型」のサービス、支援の推進
- － 誰もがデジタル技術による便利な市民サービスを活用できる環境づくり など

(2) まちのDX



- － 市民、地域、企業、NPO、大学などとの連携・共働や、広域的な取組みの推進
- － 分野横断的なデータ活用によるスマートシティの取組みの推進
- － オープンデータの推進
- － 地域の情報配信 など

(3) しごとのDX



- － 中小企業等のDXの支援、デジタル人材が集まる環境づくり
- － 様々な分野でのデータ活用 など

(4) 行政のDX



- － DXを前提とした業務プロセスの見直し
- － AI、IoT等を活用した行政事務、インフラ管理等の効率化
- － データを活用した政策立案の推進、庁内の人材確保・育成 など

(5) DXを支える基盤



- － 「アナログ規制」など行政手続き等のルール見直し
- － デジタル基盤の整備・運営やマイナンバー制度の利活用の推進
- － 安全・安心の確保に向けた、データ活用に関するルールづくり、セキュリティ等の確保 など

7 推進にあたって

(1) 推進体制

- － 市内の情報化施策の推進を目的とし、情報化統括監（副市長）、各局区長等で構成する「DX推進会議」において、進捗管理を行う。
- － 「DX推進会議」の下に、部署横断的な議論を行う場として「DX推進委員会」を設置し、総務企画局が事務局として進行管理を行う。

(2) 個人情報等の適切な取扱い

- － サイバーセキュリティに係る法律や条例に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するとともに内部監査、外部監査を毎年実施し、情報システムごとのリスクの評価、管理体制のチェックを行う。
- － データの活用にあたっては、個人情報の保護の観点から、関係法令や条例に基づく適正な利用や、安全管理措置の徹底を図るとともに、外部委託が生じる際には、委託を受けた者に対し市と同等の責務を課すことにより、個人情報の適正な取扱いを確保する。

8 今後のスケジュール

| 令和4年12月 | 令和5年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|---------------------|--------|----|---------------------|---------------|----|------------|
| 素案 総務財政委員会 報告 | 原案作成 | | 原案 総務財政委員会 報告 | パブリック コメント | | 成案 議会報告 |

(用語解説)

DX(デジタルトランスフォーメーション):データやデジタル技術を活用したビジネスモデル等の変革。

ユーザーインターフェース:利用者がコンピューターなどの電子機器を操作する上での環境。また、扱いやすさ、操作感。UI。

チャットボット:Chat(チャット:おしゃべり)とbot(ロボット)を組み合わせた「ロボットによる自動会話プログラム」のこと。

RPA(Robotics Process Automation):定型的な作業をソフトウェアのロボットに行わせることで、業務の効率化が期待できる。

AI-OCR:紙に書かれた文字を読み取り、データ化する従来のOCRに、高い精度で文字の認識を可能とするAIが組み合わされたもの。

オープンデータ:「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くか
けずにデータの二次利用を可能とするもの」のこと。

mirai@(ミライアット):民間からの実証実験などの提案をワンストップで受け付ける、福岡市の公民連携ワンストップ窓口。

プッシュ型の行政サービス:住民が自ら能動的に情報を得て行政手続を行うのではなく、行政側から自動的に利用できる手当
や諸制度の案内など一人ひとりに合った情報が配信されるサービスなど。

スマートシティ:ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸
課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域。

AI(人工知能、Artificial Intelligence):人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法によ
り実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

IoT(Internet of Things):様々なモノが通信機能を持ち、インターネットを介して相互に通信することにより、遠隔計測、自動制
御などが行われること。

アナログ規制:デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があると考えられる規制。

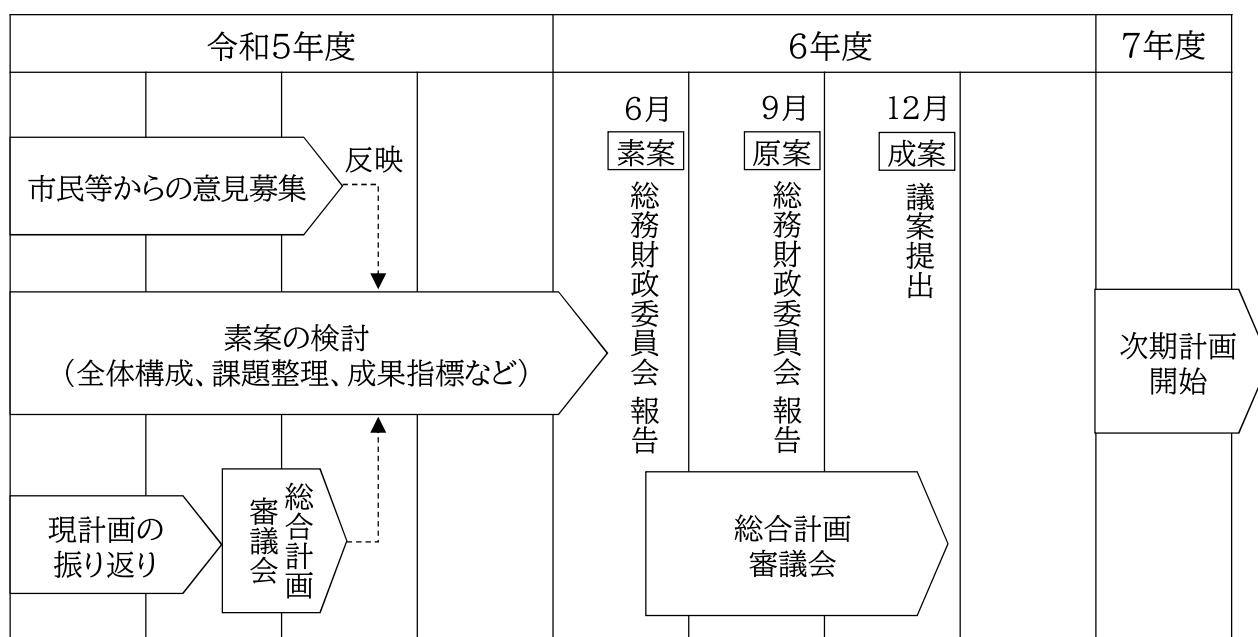
サイバーセキュリティ:インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるよう、必要な対策をすること。

3 次期基本計画の策定に向けた検討等について

1 趣旨

「第9次福岡市基本計画」（以下「現計画」という。）が令和4年度末で計画期間の満了を迎えることから、次期基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に向けた検討を進めるとともに、現計画等について必要な手続きを行うもの。

2 次期計画の策定スケジュール（予定）



3 現計画等の変更について

次期計画の策定には2年間で要する見込みであるため、この間、現計画及び「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）については、期間延長の手続きを行う。

現計画の期間延長については、「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」等の規定に基づき、総合計画審議会への諮問、パブリックコメント及び総合計画審議会からの答申を経て、計画変更の議案を提出する。

また、総合戦略の期間延長については、同条例等の規定に基づき、パブリックコメントを経て計画を変更し、速やかに議会への報告を行う。

<現計画及び総合戦略の変更点>

- 目標年次を令和4年度から令和6年度に変更する。
- 成果指標については、原則として、同じく令和6年度を目標年次として策定した第3次政策推進プランの目標値に合わせる。